

栃木市文化会館再編等に係るロードマップ

1 目的

本市は1市5町の合併により、旧市町が各々に整備した公共施設を多数所有しており、それら施設の中には、経年による老朽化が進み、建て替えや改修の時期を迎えているものも見られ、将来的な財政負担を考慮した公共施設の在り方の見直しが必要な状況にある。

そこで本市では、「栃木市公共施設のあり方ガイドライン」（平成28年2月）において、施設の総量削減の取り組みを進めることとし、「栃木市公共施設適正配置計画（第1期計画）」（平成29年3月）等の関連計画等において、個々の公共施設再編の方向性等が定められており、文化会館についても再編を図っていく方針が示されている。

このような中、栃木・大平・藤岡・岩舟の文化会館4館（都賀文化会館は総合支所の複合化に伴い、令和3年3月末に閉館。）については、経年劣化が進んでおり、建物の改修や設備の更新を行う必要があるが、再編等のロードマップが定まっておらず、各文化会館の今後の使用期間等の見通しも立っていないことから、多額の事業費を要する施設改修及び設備更新が行えていない状況にある。

このような状況を踏まえ、公共施設再編等の関連計画等において示されている方針に基づき文化会館再編の取り組みを推進していくに当たり、まずは再編等に係る基本的な考え方を整理した上で、中長期的に使用する施設を明確化し、文化会館の計画的な施設改修及び設備更新等を行うため、再編等に向けたロードマップを定めるものである。

名称	開館年月	座席数
栃木文化会館	昭和58年10月（築38年）	大ホール：1,204席 小ホール：401席
大平文化会館	昭和63年5月（築33年）	中ホール：801席
藤岡文化会館	平成4年11月（築29年）	中ホール：1,004席
岩舟文化会館	平成6年4月（築28年）	中ホール：704席 多目的ホール：220席

【参考】県内の主な文化会館等の状況

名称	建築年	施設改修
栃木県総合文化センター	平成3年（築30年）	令和2年
宇都宮市文化会館	昭和55年（築41年）	平成29年
佐野市文化会館	昭和54年（築42年）	事業着手済

2 再編等の方向性

本ロードマップの策定に当たっては、『公共施設のあり方ガイドライン』及び『公共施設適正配置計画』において定める公共施設の総面積縮減や適正配置の方針を踏まえるとともに、『総合支所複合化基本方針』『公共建築物個別施設計画』『立地適正化計画』において示されている諸施策の具現化を目指すこととする。

① 栃木市公共施設のあり方ガイドライン（H28.2 策定，R4.3 改定）

『公共施設のあり方ガイドライン』は、公共施設を将来的に適切に維持管理していくための指針であり、将来にわたって持続可能な行政サービスを行えるように施設の再編等を進めるため、“既存の枠組みを超えた公共施設の多機能化や複合化など、柔軟な公共施設の再配置を図る”ことを基本方針に定めている。

[主な取組方針]

- ・ 総資産量の適正化
→ 総延床面積を 30 年間で 25% 削減
- ・ 長寿命化の推進
→ 計画的な修繕によるライフサイクルコストの削減

② 栃木市公共施設適正配置計画 第 1 期計画（H29.3 策定）

『公共施設適正配置計画』は、『公共施設のあり方ガイドライン』に基づき、公共施設の最適化の実現に向け施設用途ごとに縮減目標を定め、横断的な再編や保全のあり方を示し行動に繋げていくための計画であり、“公共施設の最適化の実現に向け施設の用途ごとに縮減を図る”ことを定めるとともに、計画を先導するための先導的モデル事業を設定し、先行的に事業実施を進めていくこととしている。

[用途別施設の計画期間中（H28～R7）縮減目標]

- ・ 公共施設全体の縮減目標面積
→ 縮減床面積：約 62,000 m²（縮減率：約 10.3%）
- ・ 市民文化系施設縮減目標
→ 縮減床面積：6,100 m²以上（縮減率：17%）

[先導的モデル事業]

- ・ 地域施設の再編モデル
→ 各総合支所の複合化
- ・ 市域施設の再編モデル
→ 文化会館の統合

③ 栃木市総合支所複合化基本方針（H30.5 策定）

『総合支所複合化基本方針』は、『公共施設適正配置計画』において地域施設の再編モデルに位置付けられた、地域コミュニティ拠点施設の整備を行う上での基本的な考え方をとりまとめ、推進していくための指針であり、現総合支所の機能を踏襲することに加え、市域施設の再編モデル事業である文化会館の統合の検討を視野に入れ、代替え機能として小規模な講演会や発表会などの会場としても活用できる多目的ホールの整備を前提として検討することとしている。

[複合化施設整備スケジュール]

都賀地域→藤岡地域→大平地域→西方地域

※都賀地域複合施設については、個別計画である都賀総合支所複合化整備基本計画（令和元年8月）を策定し、現在、建設が行われている。

※藤岡地域以降については、大型事業の見直しにより休止中。

④ 栃木市公共建築物個別施設計画 第1期計画（R3.3 策定）

『公共建築物個別施設計画』は、国のインフラ長寿命化基本計画（H25.11）に基づく個別施設計画であり、また『公共施設のあり方ガイドライン』及び『公共施設適正配置計画』の下位計画に位置付けられる計画であり、個々の公共建築物の方向性等を個別に定めている。

[文化会館の位置付け]

文化会館は、栃木地域、大平地域、藤岡地域、都賀地域、岩舟地域に5施設を有していることから、施設の老朽化や利用状況などを踏まえ、順次廃止し、集約を図ることとしている。

また、総合支所との複合化などと合わせて機能の確保等を検討することが示されている。

※都賀文化会館は、令和3年3月末をもって閉館。

[今後の方向性と対応方針]

統合・複合化に当たっては、新設ありきではなく、既存施設の改修などを含めて検討することとしている。

また、継続して使用する施設については、適正な管理を行い、（社）日本建築学会が示す目標使用年数にプラス10年の長寿命化を目指すこととしており、栃木文化会館のような鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）では、70年間（60年+10年）の使用を目指すとしている。

⑤ 栃木市立地適正化計画（R3.6策定）

『立地適正化計画』は、人口減少や高齢者の増加、郊外開発による市街地の拡散などの課題に対応しながら、財政面・経済面で持続可能なコンパクトなまちづくりを推進するための計画であり、高次・広域的なサービスを提供する施設や日常生活を支える生活サービス施設を誘導し、各種サービスの効率的な提供を図る区域として、都市機能誘導区域を設定するとともに、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき施設として、誘導施設を設定している。

[文化会館の位置付け]

文化会館については、広域的に利用される機能であるため、栃木複合的都市拠点（栃木駅・新栃木駅周辺）に誘導施設として設定している。

また、併せて、栃木複合的都市拠点内の文化会館に各地域の文化会館機能の集約を図ることとしている。

3 基本的な考え方

(1) 文化会館の再編

本市の既存文化会館4館については、将来的には『立地適正化計画』に基づき、栃木複合的都市拠点（栃木駅・新栃木駅周辺）への集約を目指していくものの、今後、厳しい財政運営が見込まれており、文化会館の新設は困難な状況であることから、中長期的には栃木文化会館の長寿命化を図りながら使用していくこととする。

また、岩舟文化会館については、音楽ホールとしての機能に優れ、中ホール・多目的ホールを有し使い勝手も良いことに加え、国道50号沿いに位置し交通利便性も高く、利用状況も良好であることから、当面の間は必要な補修を行いながら使用することとする。

なお、藤岡文化会館及び大平文化会館については、『公共施設適正配置計画』及び『総合支所複合化基本方針』に基づき、地域複合施設の整備に合わせて閉館とする。

名称	再編方針
栃木文化会館	長寿命化を図りながら中長期的に使用
大平文化会館	地域複合施設の整備に合わせて閉館
藤岡文化会館	地域複合施設の整備に合わせて閉館
都賀文化会館	地域複合施設の整備に伴い閉館・解体済
岩舟文化会館	当面の間は必要な補修を行いながら使用

(2) 文化会館再編に係る代替措置

藤岡文化会館及び大平文化会館の閉館に際しては、『総合支所複合化基本方針』に基づき、文化会館の代替え機能として、地域複合施設への小規模な講演会や発表会などの会場としても活用できる多目的ホールを整備し、閉館後においても、文化団体等が引き続き地域の文化活動を行うためのスペースを確保することを前提とする。

また、多目的ホールのキャパシティを超える一部行事等については、中長期的に使用する栃木文化会館及び岩舟文化会館への振り替え等の代替措置を講じる等、閉館に伴う文化活動への影響を及ぼさないよう努めることとする。

なお、地域複合施設整備に伴う文化会館の閉館及び多目的ホールの規模、機能等については、各地区の総合支所複合化整備基本計画策定過程において、地域住民の皆様や関係団体等との協議により合意形成を図ることとする。

(3) 再編に応じた施設整備

[栃木文化会館]

栃木文化会館を中長期的に使用するに際し、必要となる施設改修及び設備更新を行うため、早期に建物躯体及び設備の劣化状況調査を行い、施設整備基本計画を策定し、施設の長寿命化を含めた大規模改修工事を実施することとする。

また、施設や設備の安全対策や利用者の利便性向上等の急を要する対応が必要な個所については、早期に対策を講じることとする。

なお、建物設備劣化状況調査の結果、中長期的な使用が困難であると判断された場合は、建替えについて検討するものとする。

※栃木文化会館の施設整備等スケジュールは別に示す。

[岩舟文化会館]

岩舟文化会館については、個別に施設の修繕及び設備の更新を行いながら使用するとともに、多額の事業費が見込まれる改修等が必要になった場合は、その後の使用期間を考慮の上、栃木文化会館の施設整備後の施設整備の実施を検討することとする。

[大平文化会館・藤岡文化会館]

大平文化会館及び藤岡文化会館については、開館中、利用者にも都合をきたすことがないように、必要となる施設・設備の修繕を行うこととする。

4 栃木文化会館施設整備等スケジュール

栃木文化会館施設整備等の実施スケジュールについては、下記の〔栃木文化会館施設整備事業計画〕のとおりとする。

なお、大規模改修事業の実施年度は、施設整備基本計画の作成過程において、財政状況等を勘案の上、決定することとする。

また、急を要する施設改修及び設備更新については、個別に事業計画を策定することとする。

〔栃木文化会館施設整備事業計画〕

年度	事業計画	
R4年度	建物設備劣化状況調査	
	中長期的に使用するために必要となる施設整備	急を要する対応(安全対策等)
R5年度	施設整備基本計画策定	施設改修 設備更新
R6年度	大規模改修基本設計	
R7年度	大規模改修実施設計	
R8年度	大規模改修工事 ※トイレ増改築・洋式化含む	
R9年度		
R10年度		